

鎌倉市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する
事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2及び法第28条の3（それぞれ法第30条の12において準用する場合を含む。）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務の取扱いについて、法、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の申出)

第2条 法第28条の2及び法第28条の3の規定による閲覧（登録の確認を目的とした閲覧を除く。）の申出は、閲覧をしようとする日前7日までに次条第1項又は第4条第1項に規定する閲覧申出書を鎌倉市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出して行わなければならない。ただし、委員会が特に理由があると認める場合は、同日後においても閲覧の申出をすることができる。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出)

第3条 法第28条の2第1項の規定による申出は、次の各号に掲げる活動に応じ、当該各号に定める申出書により行わなければならない。

- (1) 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認
選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（第1号様式）
 - (2) 政治活動（選挙運動を含む。） 次のいずれかの申出書
 - ア 公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が申出をする場合 選挙人名簿抄本閲覧申出書（公職の候補者等）（第2号様式）
 - イ 政党その他の政治団体が申出をする場合 選挙人名簿抄本閲覧申出書（政党その他の政治団体）（第3号様式）
- 2 法第28条の2第4項の規定による申出は、閲覧事項取扱者に関する申出書（第4号様式）により行うものとする。
- 3 法第28条の2第7項の規定による申出は、承認法人に関する申出書（第5号様式）により行うものとする。

- 4 公職の候補者等が政治活動を目的として閲覧の申出をする場合における法第28条の2第1項の活動に必要な限度は、当該申出者の公職に係る選挙区に関する部分とする。
 - 5 規則第3条の2第2項第1号の公職の候補者となろうとする者であることを示す資料は、次の各号のいずれかの書類とする。
 - (1) 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定を示すもの
 - (2) 政党等による公認決定を示すもの
 - (3) 申出者に係る政治活動用看板に係る証票の交付の確認ができるもの
 - (4) 申出者を後援する政治団体の設立届
 - (5) その他委員会が適当と認めるもの
 - 6 規則第3条の2第2項第2号ロの政治活動の実績を示す資料は、次の各号のいずれかの書類とする。
 - (1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。)第9条第1項の会計帳簿の写し
 - (2) 規正法第12条第1項に規定する報告書の写し
 - (3) その他委員会が適当と認めるもの
(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出)
- 第4条 法第28条の3第1項の規定による申出は、次の各号に掲げる申出者に応じ、当該各号に定める申出書により行うものとする。
- (1) 申出者が個人である場合 選挙人名簿抄本閲覧申出書(個人調査研究)(第6号様式)
 - (2) 申出者が国等の機関又は法人である場合 選挙人名簿抄本閲覧申出書(法人等調査研究)(第7号様式)
- 2 規則第3条の3第2項の調査研究の概要及び実施体制を示す資料は、次の各号のいずれかの書類とする。
 - (1) 調査研究説明書(第8号様式)に準じて作成したもの
 - (2) その他委員会が適当と認めるもの
 - 3 規則第3条の3第3項の資料は、次の書類とする。
 - (1) 調査研究に用いる調査票の写し
 - (2) 委託を受けて調査研究を行う場合にあっては、委託契約書の写

し

(3) その他委員会が必要と認めるもの

4 法第28条の3第5項の規定による申出は、閲覧事項取扱者に関する申出書（調査研究）（第9号様式）により行うものとする。

（閲覧の可否の通知）

第5条 委員会は、前2条の規定による閲覧の申出があった場合において、必要な書類がすべて提出されたことを確認したときは、当該申出の内容を審査した上、閲覧の可否を決定するものとする。

2 委員会は、法第28条の3第1項の規定による申出について前項の規定による審査を行うときは、次に掲げる基準により公益性が高い調査研究であるか否かを判断するものとする。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。

(2) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。

(3) 前2号に掲げるもの以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれる等その成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

3 委員会は、前2項の規定により当該閲覧の可否を決定したときは、選挙人名簿抄本の閲覧の申出に係る決定通知書（第10号様式）により申出者に通知するものとする。

（閲覧者に対する本人確認等）

第6条 規則第3条の2第4項第2号及び規則第3条の3第4項の照会及び回答は、選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について（照会）（第11号様式）により行うものとする。

（閲覧の方法等）

第7条 選挙人名簿の抄本の閲覧は、読取又は書写によるものとし、

閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の立会いの下、委員会が指定した時間及び場所において閲覧すること。
- (2) 選挙人名簿の抄本を破り、汚し、又は加筆しないこと。
- (3) カメラ、カメラ付携帯電話その他の機器により撮影し、複写し、又は転写しないこと。
- (4) その他事務局職員の指示に従うこと。

（閲覧対象者の範囲の確認）

第8条 委員会は、閲覧者が閲覧した閲覧対象者の範囲が、申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。この場合において、委員会は閲覧者が書写した閲覧事項を適宜複写することができる。

2 前項の場合において、申出書に記載された閲覧対象者の範囲外の閲覧が行われたときは、範囲外の書写を抹消させるものとする。

（閲覧の制限）

第9条 委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧の時間を制限することができる。

- (1) 委員会の事務の運営に支障があると認められるとき。
- (2) 閲覧の申出が競合したとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

（閲覧の拒否）

第10条 法第28条の2第3項及び法第28条の3第3項の相当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を市長あてに提出し、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置を受けている者（以下「支援対象者」という。）が記載されている選挙人名簿の抄本について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等

の加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。

(2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(閲覧の中止)

第11条 委員会は、閲覧者がこの規程の定めに違反し、又は事務局職員
の指示に従わない場合は、直ちに閲覧を中止させることができる。

(委員会に対する報告)

第12条 閲覧者及び申出者は、次に掲げるときには、文書をもって委
員会に報告しなければならない。

(1) 選挙人名簿の抄本の記載事項に誤記、脱漏等を確認したとき。

(2) 閲覧によって作成した資料の保管状況等について、委員会から
照会があったとき。

(閲覧状況の公表)

第13条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表は、選挙人名
簿（在外選挙人名簿）抄本の閲覧状況（第12号様式）により毎年11
月に告示するものとする。ただし、委員会が必要と認める場合は、
適宜行うことができるものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第14条 第2条から前条まで及び次条の規定は、在外選挙人名簿の抄
本の閲覧について準用する。

(その他の事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、選挙人名簿の抄本の閲覧に関
し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。